

※非学校法人(個人立や宗教法人立)も取り扱いは同様です。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 29 日

私立幼稚園、認定こども園を設置する学校法人 御中

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課

幼児教育無償化に伴う施設等利用費等に係る会計処理について

私立学校行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、内閣府子ども子育て本部が公表している「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」が令和元年9月13日及び10月18日付けで更新され、施設等利用費及び副食材料費の負担減免に係る補足給付費（以下「施設等利用費等」という。）の会計処理の方法が示されていますので、お知らせします。なお、この取扱いは、令和元年度決算からとなりますので、この取扱いにより当初予算の変更が生じる場合は、予算の補正等の対応を御検討ください。

【概要】

1 利用料（保育料・入園料）に係る施設等利用費を、幼稚園、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）が法定代理受領する場合

- (1) 子ども子育て支援新制度移行園については、施設型給付費の一部として支給されるため、これまでどおり「(大科目) 補助金収入」の「(小科目) 施設型給付費収入」に計上します。

※ FAQでは、所轄庁の方針のもと、「(大科目) 学生生徒等納付金収入」の「(小科目) 施設型給付費収入」として計上することも可能としていますが、本県では原則どおりの取扱いとします。

- (2) 私学助成園については、この施設等利用費が利用料（保育料・入園料）に関する収入であることから、市町村から施設等利用費の支給を受けた時点では、対応する利用料の納付期限まで一旦「預り金」に計上し、その後、利用料の納付期限が到来したのから、「(大科目) 学生生徒等納付金収入」の「(小科目) 施設等利用給付費収入」に振り替えます。

2 預かり保育事業に係る施設等利用費を、幼稚園等が法定代理受領する場合

これまでの預かり保育事業に係る利用料の取扱いを踏まえ、「(大科目) 付随事業・収益事業収入」の「(小科目) 施設等利用給付費収入」として計上します。

3 副食料費に係る補足給付費を、私学助成園が現物給付として代理受領する場合

これまでの各園の給食費収入に係る会計処理に準じて計上します。

具体的には、給食費を保育料とともに一律義務的に徴収し、「(大科目) 学生生徒納付金収入」として取り扱っている場合は、補足給付費も同様に「(大科目) 学生生徒納付金収入」の「(小科目) 補足給付費収入」等として計上します。

また、これ以外の給食費の徴収方法により、「(大科目) 付随事業・収益事業収入」の「(小科目) 補助活動収入」として計上している場合は、補足給付費も同様の科目に計上します。

※ 子ども子育て支援新制度移行園については、施設型給付費の加算により対応されることとなります。

4 施設等利用費等の給付が、償還払いによる場合

幼稚園等において施設等利用費等の収受がないことから、会計処理は発生しません。

(参考)

内閣府子ども子育て本部「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」

(2019年10月18日版) 61～62 ページ【17 会計処理】

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/faq_20191018.pdf

問合せ先

検査分析グループ 高柳

電話 (045) 210-3776